

LEGAL GHOST SHOP

フィルム施工車両の可視光線透過率
測定結果証明書

フロントガラス/フロントドアガラス/フロントクォーターガラス(ドア又はAピラー部)にフィルムを施工する場合フィルム施工後可視光線透過率70%以上の必要があります。

フロントガラス上縁より高さ20%は可視光線透過率に規制有りません。(運転席より後方のガラスには特に規制有りません)

使用者氏名又は名称(ユーザー名) : 様

車名(通称名) :

自動車登録番号又は車両番号 :

車台番号 :

測定部	測定値	可視光線透過率%	使用フィルム
フロントガラス		%	
フロントドアガラス	R	% L	%
フロントクォーター	R	% L	%

※現在の測定実測値の証明であり将来の可視光線透過率を保証するものではありません

上記測定値は

JIS R3212「自動車用安全ガラス試験方法」

協定規則第43号(窓ガラス)に準拠し

保安基準の細目を定める告示別添37(窓ガラスの技術基準)

5.9.可視光線透過率試験 5.9.3.1.2.直接測定法に基づき

5.9.2.試験装置 である可視光線透過率測定器 PT-500/PT-50 を使用して測定しています。

測定結果が可視光線透過率 70%以上 である場合は

道路運送車両の保安基準第29条(窓ガラス)細目を定める告示第117条195条に適合です。

※裏面 道路運送車両の保安基準 審査事務規程 関係部抜粋もご確認ください

測定日 年 月 日

測定器 光明理化学工業株式会社 可視光線透過率測定器 PT- (No)

測定者及び証明責任者

証明書作成者: 株式会社ブレインテック

 **BRAINTEC**
Window Films

<https://www.braintec.co.jp/>

#VLT-LG 2023.04.21